

河川保全区域内における行為の許可申請にあたって提出する書類

1 申請様式（甲）および（河川保全区域内行為）による申請書

－東京都建設局の web サイト内にアップロードされている

所在については、検索サイトで「東京都 河川 申請」と検索

※申請者名については、下記2の⑦を参照のこと。

※あて先は「東京都第五建設事務所長」

2 申請書の添付図書

① 新築または改築に係る事業の計画の概要を記載した図書

② 縮尺5万分の1の位置図

－住宅等の場合、2千分の1まで可

③ 工作物の新築改築に係る土地の実測平面図

－敷地全体図に、辺長、面積、河川区域、河川保全区域線を表示する

④ 工作物の設計図

－平面図、基礎を含む立面図、基礎伏図、杭伏図（河川区域・河川保全区域線を表示したもの）

－地盤改良や杭の形状・深さ・規格等（2H線を表示したもの）

⑤ 工事の実施方法を記載した図書

－特に、掘削、盛土、地盤改良、杭打ちの施工方法、使用機器、崩落防止対策など

⑥ 敷地内の工作物等の位置図に河川区域・河川保全区域の線を表示し、河川保全区域にかかる土地の面積の計算式及びその面積を表示した図書

⑦ 申請者が、当該土地または工作物について権限を有するものであること、または権限を取得する見込みが十分であることを証する図書及び申請者が法律行為を行えるものであることを証する図書

－登記事項証明、借地契約書、売買契約書等、及び印鑑証明書、住民票等

⑧ 行為の施工等を請け負う業者が、⑦の権限を持つ施主等にかわって申請する場合は、施主等からの委任状及び印鑑証明書

⑨ その他参考となるべき事項を記載した図書

⑩2Hルール（P9,10参照）に該当する場合は、変位計測計画書及び計測位置を確認できる平面図（事前に計測した標高及びX, Y座標値を記載）

技術審査に係る必要書類チェックリスト

□河道内に施設を仮置き、または設置する際に必要となる事項（24条、26条）

□設置する施設の規模、設置位置、HWL¹との関係が確認できる横断図

□水防体制

例) 出水時の対応、緊急連絡先等

□代替施設等が設置できない理由

例) 資材搬入路が確保できない。近隣に代替地がない、等

□川裏（宅地側）の河川区域に施設設置する際に必要となる事項（24条、26条）

（原則、設置には条件があるため、相応の資料提供が必要となります）

□堤防に近接して工作物を設置する場合の条件（以下、2Hルール。詳細は別紙1）に係る資料

例) 堤防法尻から1：2勾配の線を記載した横断図

例) 施工時の掘削深と、掘削位置から堤防法尻までの距離が確認できる資料

□代替施設等が設置できない理由

例) 電柱が河川区域にかかるが、代替設置場所等がないことを整理した資料

□河川保全区域に施設設置する際に必要となる事項（55条）

□2Hルールに係る資料

例) 掘削深と、掘削位置から堤防法尻までの距離が確認できる横断図

例) 堤防法尻から1：2勾配で延伸した線を記載した横断図

□2Hルール抵触時の必要書類（24条、26条、55条）

□河川構造物への影響を評価する資料

例) 変位計測計画（計測位置や計測時期、変動確認時の対応等 詳細は別紙2参照）

例) 首都高近接施工マニュアルに基づいた検討結果

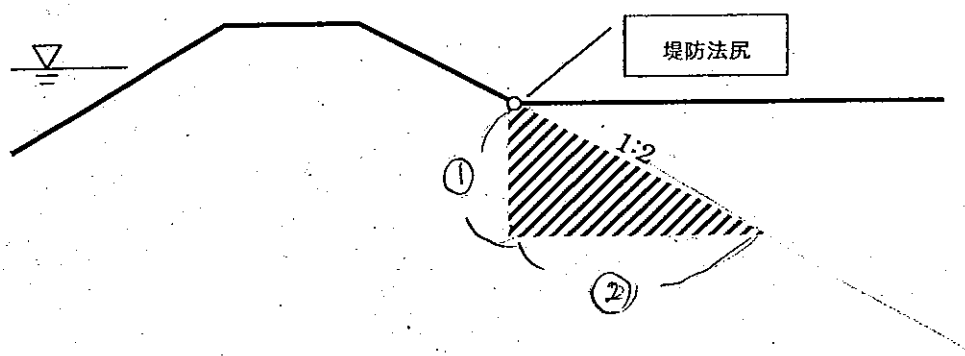
¹ 洪水時のHWLを対象としている。

堤防に近接して工作物を設置する場合の条件（2Hルール）について

堤防法尻から1：2勾配で延伸した線より下側（下図参照）の範囲を侵害しないよう堤防から十分に離して施設を設置すること。また、電柱等を設置する場合は、地震等による被災も考慮して、根入れの3倍以上を堤防法尻から離すことが望ましいとされている。電柱等の施設を設置する場合には1：3の勾配で延伸した線より下側に根入れがないか確認すること。

施設設置のために下図斜線部分において掘削、場所打ち杭等を施工する場合には、河川構造物への影響を評価する資料の提出を求める。

本ルールは「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成6年5月31日、建設省河治発第40号）の通達に基づいている。



以上

堤防に近接して工作物を設置する場合の条件（2Hルール）抵触時の変位計測計画例

※以下は、電柱の設置（新設、移設）、水道管の敷設、場所打ち杭の施工等を対象に記載した例である。これによりがたい場合は別途協議とする。

（1）変位計測方法

施工箇所周辺に定点観測箇所を設置し、標高、XY座標を計測する。（平面図添付）
施工前に複数回計測し、自然状態での変動量を変動許容値 α として設定する。

（2）計測位置

施行箇所1地点、施工箇所の上下流各1地点 合計3地点 とする。

（3）計測時期

施行開始前、施工中1回/日、施工終了後1回とする。

（4）変動許容値 α を超える変動が生じた場合の対応

施工中の計測値が施工前の計測値 $\pm\alpha$ を超過した場合には直ちに施工を中止し、変動の進行を防止するとともに、河川管理者に速やかに報告する。

施工再開の時期については、施工方法について再検討し、管理者と協議の上決定する。

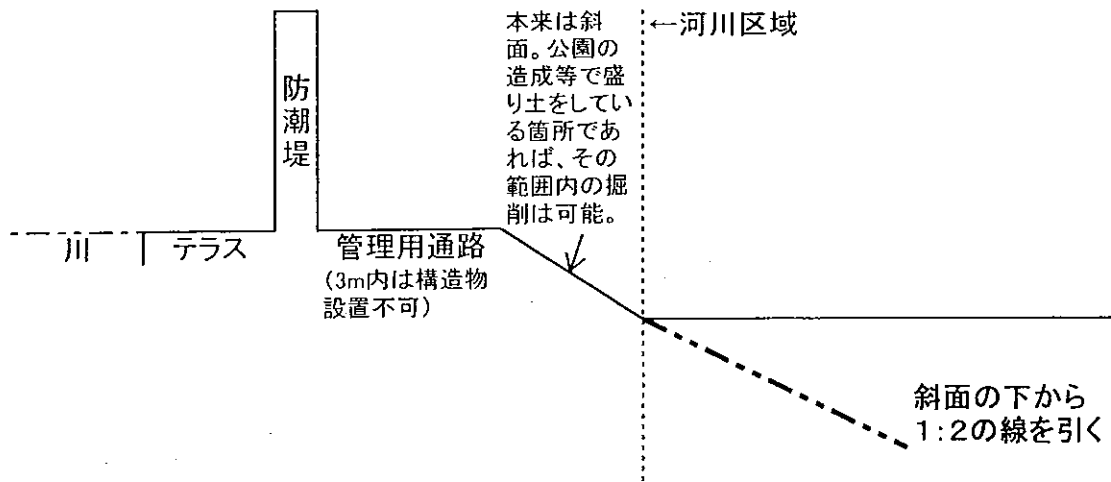
（5）報告

以下の時点、内容を基本に、適宜河川管理者に変動状況を報告する。

- ・変動許容値 α の設定時点において、施工前の計測結果、変動許容値 α および施工工程を報告する。
- ・変動許容値 α を超過した変動が生じた場合、変動量、進行を防止する対策方法、原状回復する方法について報告する。
- ・施工終了後において、施工後の計測結果、施工前との変動量、施工前からの変動量が施工後においても変動許容値 α 未満であることを取りまとめた報告書を河川管理者に提出する。

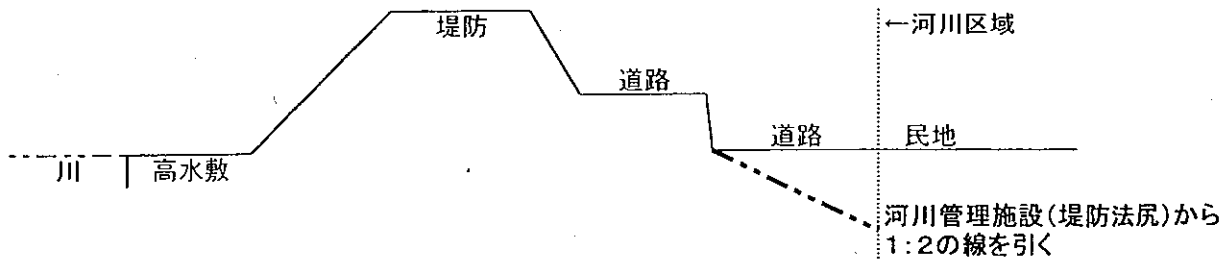
以上

隅田川

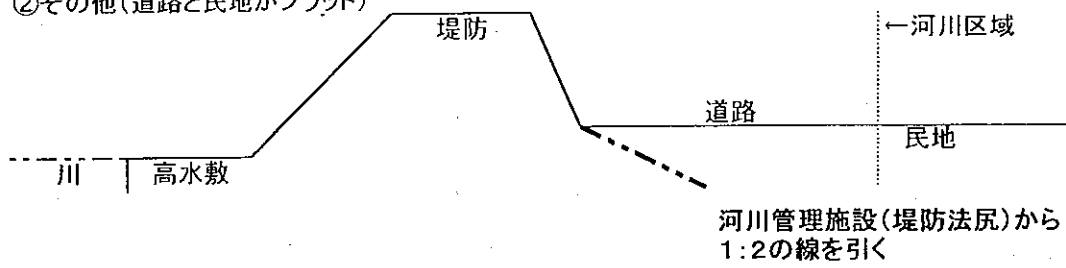


中川(直線部)

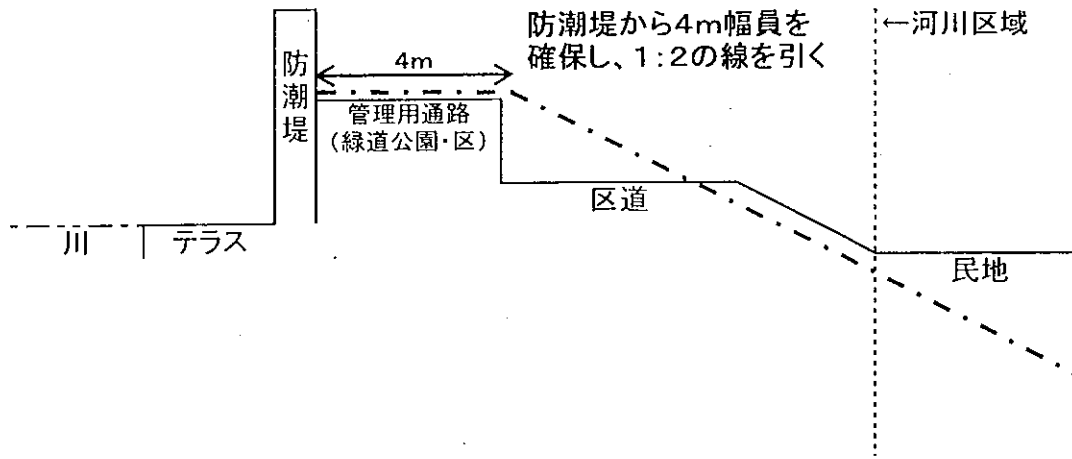
①道路が堤防と一体となっている箇所



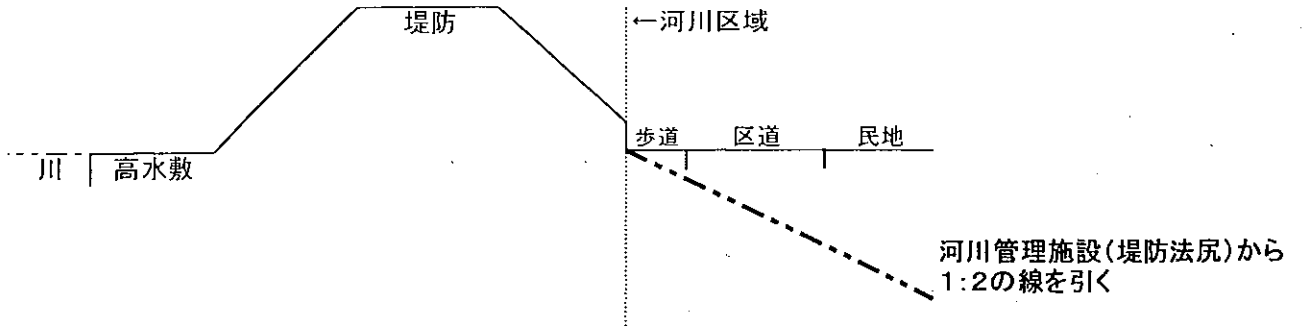
②その他(道路と民地がフラット)



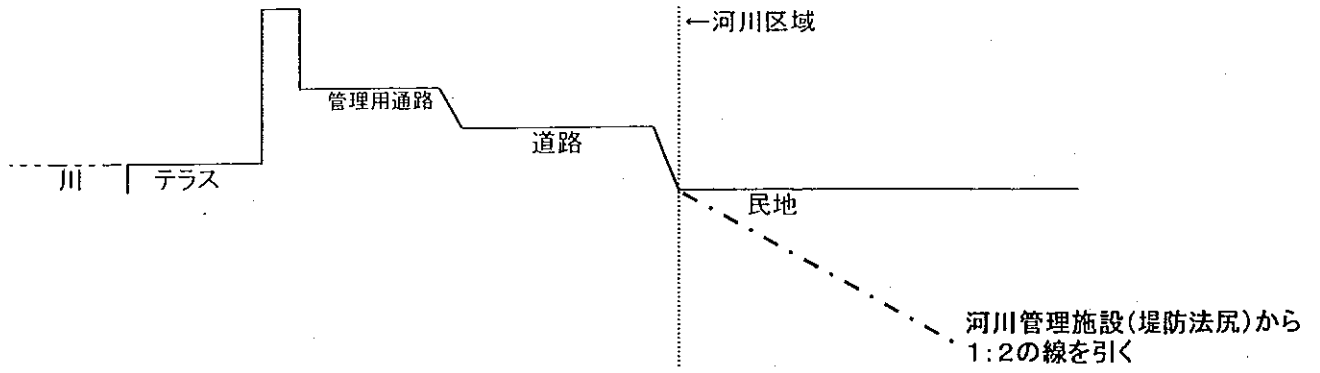
中川(七曲部)



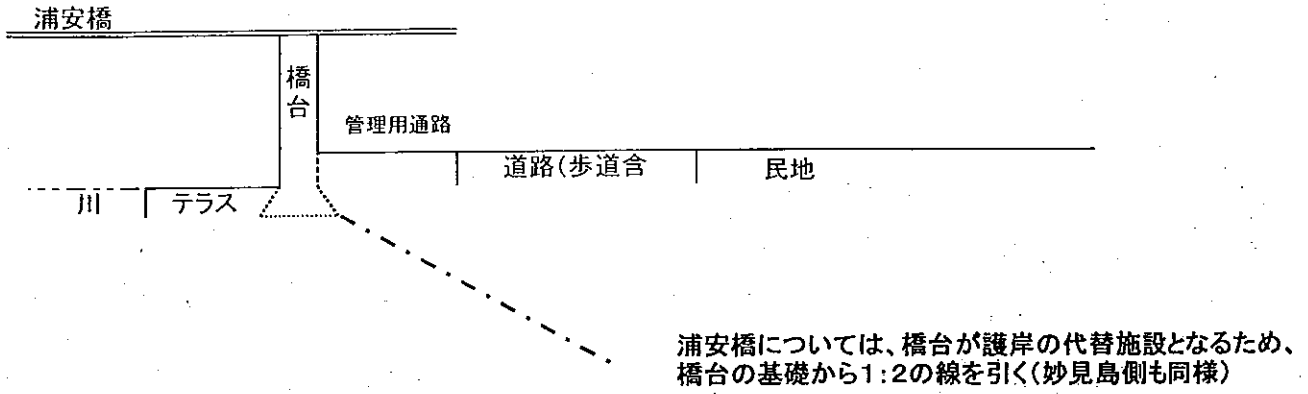
新中川



旧江戸川

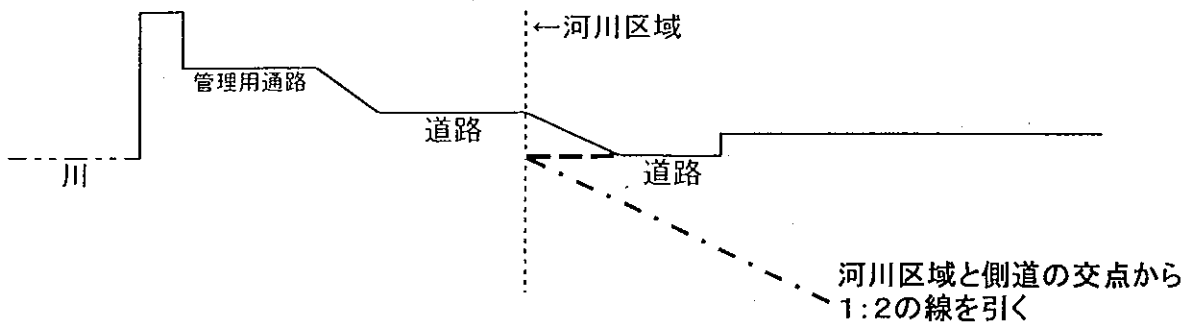


旧江戸川(浦安橋)

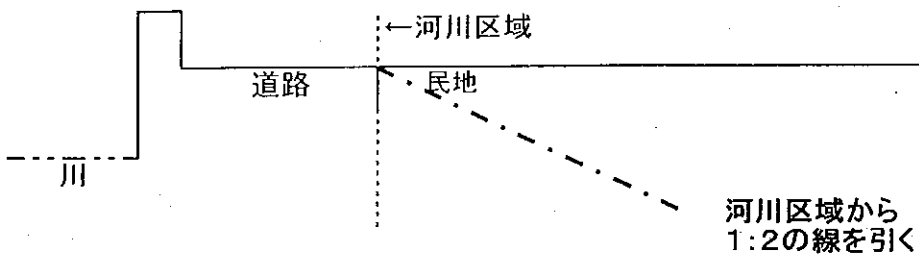


綾瀬川

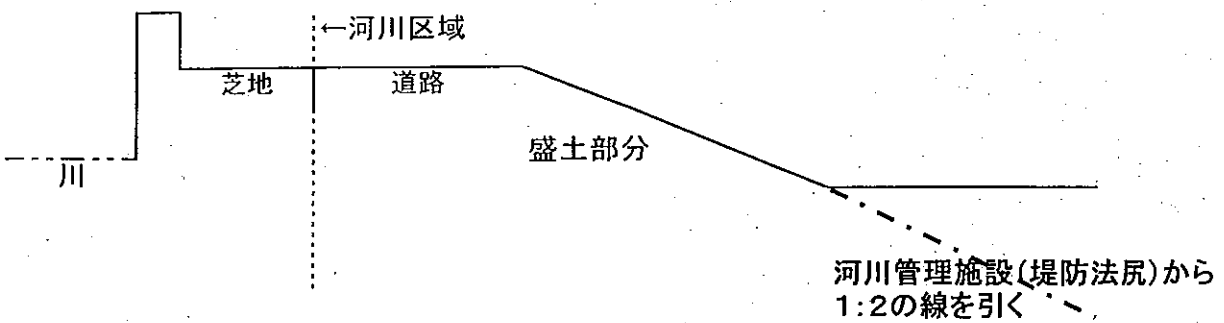
①左岸、右岸(荒川との平行部)



②右岸(葛飾区小菅付近(東京拘置所前を除く))



③右岸(スーパー堤防部(東京拘置所前))



[トップ](#) > [事業別でみる](#) > [河川](#) > [様式ダウンロード](#) > [河川敷地占用 申請等様式](#)

河川敷地占用 申請等様式

申請にあたって・・・

申請対象河川

法定河川（都内に存する一級河川、二級河川）
※ 一部都県境に存する河川で、他県との協定によりこれによらないことがあります。[問い合わせ先についてはこちらをご覧ください。](#)

申請対象内容

河川法第24条に基づく土地の占用並びに同第26条に基づく工作物の新築・改築・撤去等
※ 河川区域内において工作物を設置せずに掘削・盛土・切土等の行為を行う場合、また、河川保全区域内において工作物を設置し掘削・盛土・切土等の行為を行う場合は、別途許可が必要になることがありますのでお問い合わせください

承認届出事項

河川法に基づく許可を受け河川区域内において工事を施行するときは、着手・完了の際に届出が必要となります。
また、許可の権利を譲渡するとき又は相続等でその地位を承継するときについても、承認申請又は届出が必要となります。

事前協議

河川法に基づく許可申請を行うにあたり、道路橋・鉄道橋等の橋梁を設置したり、地下埋設管により川の下を横断（河底横過）するときなど、大規模な工事を行うときは、事前協議（計画協議・設計協議）を行う必要があります。
また、河川に汚水や雨水を排水するときも、協議が必要となります。
[添付書類等その他詳細についてはこちらをご覧ください。 \[20KB\]](#)

審査基準

河川法に係る許可等の処分を行うにあたり、以下の法令等を基準としています。

- 河川敷地占用許可準則 (国土交通省)
- 河川管理施設等構造令
- 工作物設置許可基準
- 河川砂防技術基準 (国土交通省)

また、東京都では、河川法に係る許可等の処分の際の審査基準を以下のとおり定めています。

- 河川法に基づく許可等の手引き【事務手続き編】 [2.283KB]
- 河川法に基づく許可等の手引き【技術基準編】 [979KB]

注意事項

このページの申請様式は、比較的使用頻度の多いものについて掲載いたしました。この他にも、河川の水を使用したり、護岸に近接したところで建設工事等を行う場合は、別途許可を必要とするケースがありますので、詳しくは対象河川を所管する「河川管理者」にお問い合わせください。

様式名称	様式番号等	記入例	様式
1 許可申請書（共通）	甲	PDF 表	PDF 表 フールド文書 [27KB]

降雨時に役立つ情報

- 降雨・河川水位情報
(東京都水防危機情報システム)
- 浸水予想区域図
- 洪水ハザードマップ
- 土砂災害警戒区域等マップ
- 東京都水防Twitter

事業別に見る

- 道路
- 河川
- 河川の事業
- 河川の管理と活用
- 中小河川の整備
- 低地河川の整備
- 河川環境の整備
- ソフト対策の推進
- 土砂災害対策
- 水防情報
- 河川情報
- 公園
- 用地
- 技術支援

2	許可申請書（土地の占用許可）	乙の2	PDF [9KB] 📄	PDF [7KB] 📄	ワード文書 [24KB] 📄
3	許可申請書（工作物の設置）	乙の4	PDF [12KB] 📄	PDF 📄	ワード文書 [25KB] 📄
4	許可申請書（許可の更新）	甲・乙（更新）	PDF [10KB] 📄	PDF [8KB] 📄	ワード文書 [29KB] 📄
5	許可申請書（河川保全区域内行為）		PDF 📄	PDF [8KB] 📄	ワード文書 [25KB] 📄
6	地位承継書	別記様式第11	PDF 📄	PDF 📄	ワード文書 [26KB] 📄
7	権利譲渡承認申請書	別記様式第12	PDF [9KB] 📄	PDF [7KB] 📄	ワード文書 [26KB] 📄
8	工作物使用承認申請書	別記様式第10	PDF [8KB] 📄	PDF 📄	ワード文書 [26KB] 📄
9	占用状況報告書	第12号様式	PDF 📄	PDF 📄	ワード文書 [28KB] 📄
10	用途廃止・占用の終了等届	第15号様式	PDF [8KB] 📄	PDF 📄	ワード文書 [30KB] 📄
11	計画・設計協議書		PDF 📄	PDF 📄	ワード文書 [27KB] 📄
12	占用料減額・免除申請書		PDF [29KB] 📄	PDF [26KB] 📄	ワード文書 [26KB] 📄

テラス護岸等一日利用制度

イベントや映画のロケなど、工作物等の設置を伴わない、準備・片付けを含め3日以内の使用の場合には、「テラス護岸等一日利用制度」により、届出を提出してください。

なお、本制度は東京都建設事務所長が管理する河川にのみ適用しております。区管理河川については、各特別区の河川管理担当者にご確認ください。

問い合わせ先についてはこちらをご覧ください。

	様式の名称	様式番号等	記入例	様式	
13	テラス護岸等一日利用届		PDF [75KB] 📄	PDF [61KB] 📄	ワード文書 [34KB] 📄
14	テラス護岸等一日利用届（撮影用）		PDF [78KB] 📄	PDF [64KB] 📄	ワード文書 [36KB] 📄

お問い合わせ

建設局河川部指導調整課占用係
電話03-5320-5409（ダイヤルイン）

[ページトップへ戻る](#)

東京都建設局
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎
TEL.03-5320-5212

[お問い合わせ](#) [サイトポリシー](#) [アクセシビリティ方針](#) [個人情報保護方針](#)

© 2015 bureau of construction TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT. All Rights Reserved.

(共 通)

許 可 申 請 書

(文 書 番 号)

年 月 日

東京都第五建設事務所長 殿

申請者 住所

フリガナ

氏名

印

別紙のとおり河川法第

条の許可を申請します。

第24条 土地の占用
第26条 工作物の設置
第55条 河川保全区域内行為
※同時に申請する場合は両方とも記載

申請者への
連絡先(電話)

担当者氏名

(河川保全区域内行為)

1 河川の名称

※例：○級河川「○○川」

2 目的

※例：(水道管・下水道管・電力線・電気通信線・鉄道線・○道○号線)の
河底横過トンネルの設置、共同溝の設置
：○○造○階建住宅の新築

3 場所

※例：○○区○○町○丁目○番地先 具体的な箇所を特定できる表示
：○○市○○町○丁目○番地先 (右岸)
○○市○○町○丁目○番地先 (左岸) (○○橋) (○○線)

4 行為に係る土地の面積

○○○. ○○平方メートル

※例：幅○○. ○○m × 延長○○. ○○m = ○○○. ○○m²
：掘削幅○○. ○○m × 延長○○. ○○m = ○○○. ○○m²
：外径○○. ○○m × 延長○○. ○○m = ○○○. ○○m²
：別添求積図参照

大規模なもの、複雑なもの

5 行為の内容

※例：盛土、切土、掘削、○○の設置 行為の規模(延長等)も表示する

6 行為の方法

※例：開削工法、推進工法

着手月日を限定した場合、事務手続き上間に合わないことがあります。

7 行為の期間

※例：平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで
：許可の日から平成○○年○○月○○日まで
：許可の日から○ヶ月間

備 考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 河川法施行規則第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。